

建設工事積算基準(令和4年10月1日)改定一覧

編	章	区分	改定項目	種別	改定要旨
		適用基準	適用基準	一部	・対象となる基準の年度、年月日の改定
			読替	一部	・土木工事標準積算基準書読替の改定 ・機械設備工事積算基準読替の修正 ・下水道用設計標準歩掛表読替の新設
第1編 総則	第2章 工事費の積算	独自基準	<p>②間接工事費</p> <p>2. 共通仮設費</p> <p>2-2 運搬費</p> <p>(5) 重建設機械分解・組立</p> <p>1) 適用範囲</p> <p>表5. 1 適用建設機械</p> <p>2) 施工歩掛</p> <p>(イ) 使用機械の規格選定</p> <p>表5. 2 クレーンの規格選定</p> <p>(注) 1～3</p> <p>(ロ) 歩掛</p> <p>表5. 3 分解・組立1台1回当り歩掛</p> <p>(6) 輸送に要する費用</p> <p>1)</p> <p>(別紙)</p> <p>2-5 安全費</p> <p>(2) 積算方法</p> <p>安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <p>⑧ 粉塵作業の予防に要する費用</p> <p>⑨ 安全用品等の費用</p> <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>⑦ 石綿を含有する成形板等の飛散しにくい建材の解体作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用</p> <p>2-7 技術管理費</p> <p>(2) 積算方法</p> <p>上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>(ハ) ICT建設機械に要する以下の費用</p>	<p>一部</p> <p>対象機械の改定</p> <p>ブルドーザ63t級以下→(削除)</p> <p>クラムシエル〔機械ロープ式〕→(削除)</p> <p>オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕吊り能力 80t以上～550t以下→100t以上～550t以下</p> <p>パーバードレーン打機→プレファブリケイティッドパーチカルドレーン打機</p> <p>連続地中壁用機械→(削除)</p> <p>一部</p> <p>対象機械の改定、分解組立用機械の改定</p> <p>【機械区分・規格】</p> <p>ブルドーザ63t級以下→(削除)</p> <p>パーバードレーン打機→プレファブリケイティッドパーチカルドレーン打機</p> <p>(追加)→トラッククレーン系 200t吊以上 360t吊以下、550t吊以下</p> <p>連続地中壁用機械→(削除)</p> <p>【分解組立用クレーン】</p> <p>ラフテレーンクレーン50t吊→60～70t吊</p> <p>(追加)→リフター50t</p> <p>一部</p> <p>組立用機械の改定</p> <p>クローラクレーン賃料→損料</p> <p>(追加)→リフター賃料</p> <p>(追加)→ラフテレーンクレーンによる分解組立作業が困難な場合は、リフターを使用することができる。</p> <p>一部</p> <p>対象機械の改定、運搬費等率及び諸雑費率の改定</p> <p>ブルドーザ63t級以下→削除</p> <p>(追加)→トラッククレーン系 200t吊以上 360t吊以下、550t吊以下</p> <p>連続地中壁用機械→(削除)</p> <p>全部</p> <p>建設機械の運搬に関する記載を削除</p> <p>質量20t未満の建設以外(PC検査路等)の運搬について新設</p> <p>全部</p> <p>改正貨物自動車運事業法に基づく標準的な運賃について新設</p> <p>一部</p> <p>仮設工に計上する対象を明確化</p> <p>「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策→「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各設備的ばく露防止対策</p> <p>一部</p> <p>適用範囲の改定(R4.4.1適用済)</p> <p>(追加)→(墜落制止用器具(フルハーネス型)を含む)</p> <p>一部</p> <p>対象の明確化</p> <p>成形板等の飛散しにくい建材の解体作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用→石綿を含有する成形板等の飛散しにくい建材の解体作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用</p> <p>一部</p> <p>計上方法の明確化</p> <p>保守点検(施工箇所が点在する工事においては、施工箇所毎の施工数量によるものとするため、箇所毎に必要額を計上するものとする。)</p>	

建設工事積算基準(令和4年10月1日)改定一覧

編	章	区分	改定項目	種別	改定要旨
第Ⅰ編 総則	第2章 工事費の積算	独自基準	③ 現場発生品及び支給品運搬 2. 施工パッケージ 2-1 現場発生品・支給品運搬 (1)条件区分 表2.1 現場発生品・支給品運搬 積算条件区分一覧	一部	規格の改定 ベーストラック2t級→2t積 ベーストラック4t級→4～4.5t 積
	第3章 一般管理費等及び消費税等相当額	独自基準	① 一般管理費等 3 一般管理費等の算定 別表第1 一般管理費等率	全部	率の改定(R4.4.1適用済)
	第5章 数値基準等	独自基準	② 数量総括表への条件明示 別表	一部	歩掛改定に伴う条件及び数値の改定
	第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算	独自基準	① 土木請負工事における現場環境改善費の積算 3. 積算方法 (1)ロ  4. その他	一部  一部	現場環境改善で5項目未満となる場合を明確化(追加)→実施内容が、標準的な現場環境改善で5項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。  関連通知の明確化(追加)→現場環境改善費の計上方法は、平成29年9月26日付技第293号「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領(案)」について(通知)によること。
	第10章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算	独自基準	① 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について 2. 増加費用等の算定 2-2 中止期間中の現場維持等に要する費用 (2)算定方法 別表-4	全部	空港に関する補正係数を独自基準へ移行・数値の改定
	第12章 1日未満で完了する作業の積算	独自基準	① 1日未満で完了する作業の積算 2. 適用範囲	一部	項目及び標準作業量の改定
	第15章 請負工事機械経費積算要領	独自基準	① 請負工事機械経費積算要領 1-1 請負工事機械経費積算要領 1-2 建設機械損料の算定について  ② 建設用仮設材損料算定基準 2-1 建設用仮設材損料算定基準 2-2 建設用仮設材損料算定表  ③ ダム施工機械等損料算定基準 3-1 ダム施工機械等損料算定基準 3-2 ダム施工機械等損料算定基準の取扱いについて  ④ 建設機械等賃料積算基準 4-1 建設機械等賃料積算基準  ⑤ 建設用仮設材賃料積算基準 5-1 建設用仮設材賃料積算基準 5-2 建設用仮設材賃料積算基準の運用について	一部  一部  一部  一部	参照基準の年度改定  参照基準の年度改定  参照基準の年度改定  参照基準の年度改定
	第16章 積算上の統一事項等	独自基準	① 積算上の統一事項 1-8 特殊ダンプトラック(建設発生木材(伐木・除根材を含む)運搬用)の取扱い	一部	参照基準の年度改定 基礎価格の改定
	第17章 作業日当り標準作業量	独自基準	① 作業日当り標準作業量 2. 作業日当り標準作業量	一部	項目及び標準作業量の改定
		独自基準	人口集中地区(DID)境界図	全部	平成27年国勢調査結果→令和2年国勢調査結果へ改定
第Ⅱ編 共通工	第1章 土工	適用基準	② 土工 ②-1 土工  ②-2 土工(ICT)  ③ 作業土工 ③-2 床掘工(ICT)  ⑤ 安定処理工 ⑤-1 安定処理工	一部  一部  全部  一部	適用範囲の改定 歩掛の改定  歩掛の改定  歩掛の新設  歩掛の改定
	第2章 共通工	適用基準	① 法面工 ①-2 法面整形工(ICT)  ③ コンクリートブロック積(張)工	一部  一部	歩掛の改定  歩掛の明確化

建設工事積算基準(令和4年10月1日)改定一覧

編	章	区分	改定項目	種別	改定要旨	
第II編 共通工	第2章 共通工	適用基準	⑤ 場所打擁壁工 ⑤-1 場所打擁壁工(1)	一部	歩掛の明確化	
			⑦ 補強土壁工(帯鋼補強土壁, アンカー補強土壁, ジオテキスタイル補強土壁)	一部	適用範囲の改定 歩掛の改定	
			⑧ 補強盛土工	一部	適用範囲の改定 歩掛の改定	
			⑩ 排水構造物工 ⑩-1 排水構造物工	一部	歩掛の改定	
			⑩-2 排水構造物工(溶接金網及び埋設鋼板型枠)	一部	歩掛の改定	
			⑩-3 排水構造物工(現場打ち水路(本体))	一部	歩掛の改定	
			⑪ 軟弱地盤処理工 ⑪-3 スラリー攪拌工	一部	文言の修正	
			⑪-4 高圧噴射攪拌工	一部	文言の修正	
			⑪-5 PVD工(プレファブリケイティッドパーチカルドレーン工)	一部	文言の修正 歩掛の改定	
			⑪-6 中層混合処理工	一部	文言の修正 歩掛の改定	
⑫ 薬液注入工	一部	歩掛の改定				
⑬ アンカー工(ロータリーパーカッション式)	一部	適用範囲の明確化				
⑭ 構造物とりこわし工	一部	文言の修正				
⑯ ガス切断工	一部	文言の修正				
⑰ 吸出し防止材設置工	一部	文言の修正				
⑱ 旧橋撤去工	一部	歩掛の改定				
㉔ 函渠工 ㉔-3 函渠工(3)大型プレキャストボックスカルバート工	一部	文言の修正 歩掛の改定				
㉕ 殻運搬	一部	適用範囲の明確化				
		独自基準	[2]独自基準 ③ コンクリートブロック積(張)工	一部	基準適用日を削除	
			㉖ 高エネルギー吸収型落石防護柵工(島根県独自)	一部	基準適用日を削除 島根県独自歩掛であることを明確化	
			㉗ ロープ伏工	一部	基準適用日を削除	
			㉘ ロープ掛工(島根県独自)	一部	基準適用日を削除 島根県独自歩掛であることを明確化	
	第3章 基礎工	適用基準	② 場所打杭工 ②-2 リバースサーキュレーション工	一部	歩掛の改定	
			②-3 アースオーガ工・硬質地盤用アースオーガ工	一部	歩掛の改定	
			③ 深礎工 ③-2 コンクリート工(深礎工)	一部	適用範囲の明確化 歩掛の改定	
			⑤ 基礎工(鋼管矢板基礎工) ⑤-1 打撃工法	一部	歩掛の改定	
			⑤-2 中掘工法 木杭及び矢板打工(人力, ドロップハンマ工)	一部 全部	歩掛の改定 歩掛の廃止	
			独自基準	[2]独自基準 ① 基礎工(杭打基礎)	全部	積算上の留意事項を新設 1) 試験杭の長さは「設計長+1~2m」とする。 ただし、「+1~2m」分については材料費のみ計上し打設費は計上しない。 2) 輸送回数は工程、施工条件及び現場条件等勘案して必要回数計上出来る。 3) 杭打後、図示された柱状図と大幅に差異を生じた場合には、積算との関連もあるので良く検討し設計変更にあたること。
		第4章 コンクリート工	適用基準	① コンクリート工	一部	適用範囲の改定 歩掛の改定

建設工事積算基準(令和4年10月1日)改定一覧

編	章	区分	改定項目	種別	改定要旨
第Ⅱ編 共通工	第5章 仮設工	適用基準	① 仮設工 ② 鋼矢板(H形鋼)工 ②-2 パイプロハンマ工(軽量鋼矢板打込引抜工) ②-2 パイプロハンマ工(軽量鋼矢板打込引抜工) ③ 鋼矢板工(アースオーガ併用圧入工) ④ 鋼矢板(H形鋼)工(クレーン引抜工) ⑥ 仮設材設置撤去工 ⑬ 仮囲い設置・撤去工 ⑬-1 仮囲い設置・撤去工 ⑯ 敷鉄板設置・撤去工 ⑰ 仮設電力設備工	一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部	文言の修正 金額の改定 歩掛の改定 文言の修正 歩掛の改定 適用範囲の明確化 金額の改定 適用範囲の明確化 歩掛の改定
第Ⅲ編 河川	第1章 河川海岸	適用基準	① 消波根固めブロック工 ①-1 消波根固めブロック工 ①-2 消波根固めブロック工(ブロック撤去工) ③ 消波工	一部 一部 一部	歩掛の改定 歩掛の改定 適用範囲の改定 歩掛の改定
	第2章 河川維持工	適用基準	⑥ ボーリンググラウト工 ⑦ 粗朶沈床工 ⑧ 機械土工(河床等掘削) ⑧-1 機械土工(河床等掘削) ⑧-2 機械土工(河床等掘削)(ICT) ⑨ 多自然護岸工 ⑨-1 巨石積(張)工 ⑭ 袋詰玉石工 ⑰ 連節ブロックの水中吊落し工 ⑰ 光ケーブル配管工	一部 一部 一部 全部 一部 一部 一部	歩掛の改定 歩掛の改定 適用範囲の改定 歩掛の改定 歩掛の新設 歩掛の改定 文言の修正 歩掛の改定 適用範囲の改定 歩掛の改定
	第3章 砂防工	適用基準	① 土工 ①-1 土工 ①-2 土工(ICT) ② コンクリート工 ②-1 コンクリート工 ④ 養生工(練炭) 石材等採取工(割石、雑割石、野面石採取) 銘板工 ⑤ 仮締切工 ⑤-2 砂防コンクリート締切 ⑥ 鋼製砂防工	一部 一部 一部 一部 全部 全部 一部 一部	適用範囲の改定 文言の修正 適用範囲の改定 適用範囲の改定 歩掛の改定 歩掛の改定 歩掛の廃止 歩掛の移行 適用範囲の改定 歩掛の改定 適用範囲の明確化
	第4章 地すべり防止工	適用基準	① 地すべり防止工 ①-1 集水井工(ライナープレート土留工法) ①-7 集排水ボーリング孔洗浄工	一部 一部	文言の修正 文言の修正
第4章 地すべり防止工	独自基準	[1]適用基準 土木工事標準積算基準書(河川編) 第Ⅲ編 河川	一部	文言の修正 共通編→河川編	
第4章 地すべり防止工	独自基準	[1]適用基準 土木工事標準積算基準書(河川編) 第Ⅲ編 河川	一部	文言の修正 共通編→河川編	

建設工事積算基準(令和4年10月1日)改定一覧

編	章	区分	改定項目	種別	改定要旨
第IV編 道路	第1章 舗装工	適用基準	① 路盤工 ①-1 路盤工  ② アスファルト舗装工 ②-1 アスファルト舗装工 ②-2 半たわみ性(コンポジット)舗装工  ③ 排水性舗装工 ③-1 排水性アスファルト舗装工 ③-2 透水性アスファルト舗装工  ⑤ コンクリート舗装工 ⑤-2 連続鉄筋コンクリート舗装工	一部  一部  一部  一部  一部	歩掛の改定  歩掛の改定  歩掛の改定  文言の修正  文言の修正
		独自基準	[1]適用基準 土木工事標準積算基準書(道路編) 第IV編 道路	一部	文言の修正 共通編→道路編
	第2章 付属施設	適用基準	① 防護柵設置工 ①-1 ガードケーブル設置工  ①-2 ワイヤロープ設置工  ①-6 防雪柵設置及び撤去工 遮光フェンス設置工  ② しゃ音壁設置工  ⑤ 組立歩道工  ⑥ 橋梁付属施設設置工	一部  全部  一部  全部  一部  一部	歩掛の改定  歩掛の新設  歩掛の改定  歩掛の廃止  歩掛の改定  歩掛の改定
		独自基準	[1]適用基準 土木工事標準積算基準書(道路編) 第IV編 道路	一部	文言の修正 共通編→道路編
	第3章 道路維持修繕工	適用基準	① 路面切削工 ①-2 切削オーバーレイ工  ④ 道路打換え工  ⑥ アスファルト注入工  ⑧ 道路付属構造物塗替工  ⑬ 落橋防止装置工  ⑰ トンネル清掃工 防護柵復旧工  ㉑ 横断歩道橋補修工	一部  一部  一部  一部  一部  全部  一部	歩掛の改定  適用範囲の改定 歩掛の改定  歩掛の改定  歩掛の改定  文言の修正  文言の修正  歩掛の廃止  適用範囲の改定 歩掛の改定
		独自基準	[1]適用基準 土木工事標準積算基準書(道路編) 第IV編 道路	一部	文言の修正 共通編→道路編
	第4章 共同溝工	適用基準	① 共同溝工 ①-2 共同溝工(2)  ③ 情報ボックス工	一部  一部	歩掛の改定  歩掛の改定
		独自基準	[1]適用基準 土木工事標準積算基準書(道路編) 第IV編 道路	一部	文言の修正 共通編→道路編
	第5章 トンネル工	適用基準	① トンネル工(NATM) ①-1 トンネル工(NATM)[発破工法]  ①-2 トンネル(NATM)[機械掘削工法]  ①-4 トンネル工(NATM)仮設備工(防音雇工)  ② 小断面トンネル工(NATM)  ③ トンネル裏込注入工	一部  一部  一部  一部  一部	文言の修正 歩掛の改定  歩掛の改定 文言の修正  文言の修正  文言の修正  適用範囲の改定 歩掛の改定

建設工事積算基準(令和4年10月1日)改定一覧

編	章	区分	改定項目	種別	改定要旨
第IV編 道路	第5章 トンネル工	独自基準	[1]適用基準 土木工事標準積算基準書(道路編) 第IV編 道路	一部	文言の修正 共通編→道路編
	第6章 道路除雪工	適用基準			島根県においては適用しないため、記載省略
		独自基準	[1]適用基準 (土木工事標準積算基準書(道路編) 第IV編 道路 第6章 道路除雪工は適用しない。)	一部	文言の修正 共通編→道路編
	第7章 橋梁工	適用基準	① 鋼橋製作工  ② 橋梁塗装工(工場塗装及び塗装前処理)  ③ 鋼橋架設工  ④ プレビーム桁製作及び架設工 ④-1 プレビーム桁製作工(現場)  ⑦ ポストテンション桁製作工  ⑧ プレキャストセグメント主桁組立工  ⑨ PC橋架設工  ⑩ PC橋片持架設工  ⑭ 架設支保工  ⑯ 橋梁排水管設置工  ⑰ 鋼製橋脚設置工	一部  一部  一部  一部  一部  一部  一部  一部  一部	諸経費率、金額の改定(R4.4.1一部適用済) 適用範囲の改定 歩掛の改定  歩掛の改定  歩掛の改定 文言の修正  金額の改定  歩掛の改定  文言の修正  文言の修正  歩掛の改定  金額の改定  適用範囲の改定 歩掛の改定  歩掛の改定 文言の修正
		独自基準	[1]適用基準 土木工事標準積算基準書(道路編) 第IV編 道路  [2]独自基準 7-1 鋼橋の輸送 (4)  ①鋼橋製作工 1. 請負工事費の積算体系 1-2請負工事の費目 (1)工事製作 2)間接工事費  3. 鋼橋製作工 3-2 製作工労務単価  ③鋼橋架設工 12. 合成床版工 12-11 地覆及び壁高欄コンクリート養生工	一部  一部  全部  全部  全部	文言の修正 共通編→道路編  鋼桁製作工場の改定 日本ファブテック(株)の追加  R4.4.1以降の取扱いを廃止  R4.3.1以降の取扱いを廃止  R4.4.1以降の取扱いを廃止
第V編 公園	第1章 公園植栽工	適用基準	① 公園植栽工	一部	歩掛の改定
	第2章 基盤整備	独自基準	[2]独自基準 ②擁壁工 2-3-4	一部	文言の修正 縁石積→練石積
第VI編 土木工事 標準単価 及び市場	第1章 土木工事標準単価	適用基準	④ 構造物とりこわし工	一部	文言の修正
		独自基準	[2]独自基準 建設物価調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載されている土木工事標準単価を適用する。なお、適用時期及び単価は以下  ①-1 区画線工(島根県独自) 【溶剤型ペイント式(手動式)	全部  一部	適用する基準の明確化  島根県独自歩掛であることを明確化
	第2章 市場単価	適用基準	② インターロッキングブロック工  ④ 法面工 ④-2 吹付砕工  ⑥ 橋梁付属物工	一部  一部  一部	文言の修正  適用範囲の改定  適用範囲の改定
		独自基準	[2]独自基準 ⑩法面工(島根県独自)  ⑰大型ブロック積(島根県独自)	一部  一部	島根県独自歩掛であることを明確化  島根県独自歩掛であることを明確化

建設工事積算基準(令和4年10月1日)改定一覧

編	章	区分	改定項目	種別	改定要旨
第Ⅶ編 電気通信 (積算)	第1章 総則～第4章 その他	独自基準	[2] 独自基準 第2章 工事費の積算 ④直接工事費 2 材料費 (2) 価格	一部	文言の修正 2 材料費を次のとおり読み替える。→2 材料費 (2) 価格 を次のとおり読み替える。
第Ⅷ編 電気通信 (歩掛)	第2章 共通設備	適用基準	第1節 共通設備工 ① 配管・配線工  ④ 光ケーブル敷設工  ⑩ 避雷設備工  第5節 配電線設備工 ① 配電線設備設置工  第7節 トンネル照明設備工 ⑤ 雑工(電気)  第9節 共同溝付帯設備工 ① 共同溝引込設備設置工	一部  一部  一部  一部  一部	文言の修正  文言の修正  文言の修正  文言の修正  文言の修正
	第4章 通信設備	適用基準	第7節 電話交換設備工 ① 自動電話交換装置設置工  第9節 システム・インテグレーション ① システム・インテグレーション	一部  一部	文言の修正  適用範囲の改定 歩掛の新設
第Ⅸ編 機械設備	第1章 一般共通	適用基準	第5 請負工事費の積算 2 据付工事原価 2-1 直接工事費 (1) 輸送費  4 一般管理費等	一部  一部	歩掛の改定  諸経費率の改定(R4.4.1適用済)
	第1章 一般共通 ～ 第19章 塗装	独自基準	[2] 独自基準 第1章 第5 請負工事の積算 4 一般管理費等 (2) 一般管理費等率  第1章 一般共通 基準の解説 [解]11 施工箇所が点在する工事の積算について (3) 単価協議	全部  一部	R4.4.1以降の取扱いを廃止  総合単価合意方式を実施していないため、適用しないことを明確化 (3) 単価協議 は適用しない。
	第20章 機械設備点検・ 整備業務	適用基準	4 点検・整備費の積算 (5) 共通仮設費 8) 技術管理費	一部	適用範囲の改定
		独自基準	[2] 独自基準 ① 一般共通 1 適用範囲	全部	適用範囲の明確化
	第21章 機械設備設計業 務委託業務	独自基準	[2] 独自基準 ① 一般共通 1 適用範囲	全部	適用範囲の明確化
第10編 下水道		独自基準	[2] 独自基準 ② 一般管理費等	全部	R4.5.1以降の取扱いを削除
第11編 港湾・漁港 漁場整備  第11-1編・ 第11-2編 共通	第1章 総則	適用基準	第1章 総則 1節 総則 2.適用の範囲  2節 積算の通則 1.積算の通則 1-1 通則  3.積算価格構成の内訳 3-2 間接工事費 3-2-2 現場管理費 15)動力・用水光熱費 16)公共事業労務費調査に要する費用	一部  一部  全部 全部	適用除外とすることが出来る場合について追記  適用除外とすることが出来る場合について追記  項目追加 項目追加
	第2章 工事費の積算	適用基準	第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 2.共通仮設費 2-1一般事項 2-1-2積算方法 1)率計算による部分 (2)共通仮設費率の補正 ②海上輸送に要する補正  ③共通仮設費率補正の計算	一部  全部	海上輸送の対象の語句の修正(R4.5.1適用済) 補正値を補正係数に改定(R4.5.1適用済)  計算式追加(R4.5.1適用済)

建設工事積算基準(令和4年10月1日)改定一覧

編	章	区分	改定項目	種別	改定要旨
第11編 港湾・漁港 漁場整備  第11-1編・ 第11-2編 共通	第2章 工事費の積算	適用基準	2-4準備費 2-4-1準備費の内容 3)準備として行う以下に要する費用  2-4-2積算方法 1)率計算  2-6安全費 2-6-2積算方法 1)率計算  2)積上げ積算	一部 一部 一部 一部	項目追加。重機による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用を追加  項目追加。重機による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用を追加  「気象海象情報料」追加 「交通誘導を伴わない」を「一般交通誘導を伴わない」に修正
	第3章 直接工事費の施工歩掛	適用基準	第3章 直接工事費の施工歩掛 4節 本體工  4.3 場所打式 参考資料-3 水中コンクリート打設(ポンプ車直接打設)(保全工事)  6節 上部工 参考資料-2 型枠(重力式)(保全工事)  参考資料-3 コンクリート打設(保全工事)  8節 消波工 2.消波ブロック工 2-1 消波ブロック制作 2-1-3 代価表作成手順  2-1-4 施工歩掛 2-1-4-3 製作歩掛等 1) 型枠工およびコンクリート打設工  4) 雑材料  補足資料-1 消波工(本體工-ブロック式及び被覆・根固工共通)  5.特殊養生(異形ブロック)  11節 陸上地盤改良工 参考資料-6 事前混合処理 2.事前混合処理 2-8 事前混合処理設備運搬費 2-8-2 施工歩掛 2)貨物自動車による運搬費の算出  14節 維持補修工 参考資料-1 FRPモルタル被覆 6. 施工歩掛  18節 仮設工 5.安全対策 5-1交通誘導警備員  19節 雑工 参考資料	全部 全部 全部 一部 全部 全部 全部 全部 全部 一部 一部 全部	「水中コンクリート打設(ポンプ車直接打設)(保全工事)」の追加  「型枠(重力式)(保全工事)」の追加 「コンクリート打設(保全工事)」の追加  市場単価化に伴う改定  項目追加 項目削除  市場単価化に伴う削除  適用先の変更  誤植の修正。「足場設置撤去・下地処理・防食カバー取付・モルタル注入の合計日数」に修正  「交通誘導警備員」を「一般交通誘導を伴う交通誘導警備員」に修正  参考資料を追加
	第5章 間接工事費の施工歩掛	適用基準	第5章 間接工事費の施工歩掛 1節 回航・えい航費 2. 回航 2-2 積算条件の設定 2-2-4 回航用引船の選定  2-3 回航の積算 2-3-2 運搬費の算出 2) 運搬費の算出 (2)労務費  (5) 自力回航船舶の燃料消費量  3.えい航 3-2 積算条件の設定 3-2-4 えい航用引船の選定  4節 事業損失防止施設費 付属資料-1 汚濁防止膜の運搬費  5節 安全費 3.安全対策	一部 一部 一部 一部	適用条件の明確化  自力回航船舶の乗組員数を追記 潜水士船、安全監視船について追記  適用条件の明確化  語句の修正と削除。「また、積算に当たっては「第5章間接工事費の施工歩掛 2節 運搬費」にて計上する」を削除 適用範囲を追記



建設工事積算基準(令和4年10月1日)改定一覧

編	章	区分	改定項目	種別	改定要旨
第11-1編・ 第11-2編 共通	第5章 間接工事費の施 工歩掛	適用基準	単価表 別表4 就業時間別の船員供用係数	一部	割増賃金対象比改定にともなう改定(R4.3.1適用済)
			単価表 別表4 就業時間別の船員供用係数	一部	割増賃金対象比改定にともなう改定(R4.3.1適用済)
第11-1編 港湾	第2章 工事費の積算	独自基準	2節 間接工事費 2. 共通仮設費 2-1 一般事項 3節 一般管理費 4節 その他 1. 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について	全部 全部 全部	R4.5.1以降の取扱いを削除 R4.4.1以降の取扱いを削除 総則によることを追記
第11-2編 漁港・漁場 整備	第2章 工事費の積算	独自基準	2節 間接工事費 2. 共通仮設費 2-1 一般事項 3節 一般管理費 4節 その他 1. 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について	全部 全部 全部	R4.5.1以降の取扱いを削除 R4.4.1以降の取扱いを削除 総則によることを追記
第11-3編 港湾・漁港 漁場整備 共通	第3章 基地港別最大作 業船	独自基準		一部	調査結果に基づく作業船規格等の改定
	第4章 就業時間別の船 員供用係数	独自基準		全部	R4.3.1以降の取扱いを削除
第12編 空港	第12-1編 空港土木	適用基準	第1編 第6章 時間的制約を受ける空港土木工事の積算 ①時間的制約を受ける空港土木工事の積算要領 3. 積算方法 (4)設計労務単価の補正割増し 2)施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯 (8時～17時)を外して作業を行う場合の設計労務単価 第1編 第7章 空港請負工事における現場環境改善費の積算 ① 空港請負工事における現場環境改善費の積算 1. 現場環境改善費 1-3 積算方法 第1編 第8章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算 章全体 第1編 第11章 作業日当り標準作業量 ① 作業日当り標準作業量 2. 作業日当り標準作業量 床掘工(ICT) 排水構造物工 第2編 第1章 土工 ②-2 土工(ICT) 5. その他ICT建設機械経費等 5-1 保守点検 5-2 システム初期費 ③-2 床掘工(ICT) 第3編 第2章 基本施設舗装 ③ 上層路盤工(空港) 3. 施工パッケージ 3-1 施工パッケージ及び単価表 3-1-1 上層路盤(空港) (2)代表機材規格 ⑤ アスファルト舗装工(空港) 3. 施工パッケージ 3-1 施工パッケージ及び単価表 3-1-4 基層・中間層(空港) (2)代表機材規格	一部 一部 全部 一部 一部 全部 一部 一部 全部	算定式の変更 i:現場環境改善費率 基礎数値の変更 ・『工事の一時中止に伴う増加費用等の積算』より章 全体の記載の変更 ・一時中止(工期延長等)に伴い増加する現場経費 率基礎係数の変更 追加 (2)ボックスカルバートの記載修正(数値修正、区分 追加) (3)床掘工(ICT)を追加 (3)掘削(床掘)(ICT)を追加 追加 表3.2 アスファルト安定処理に施工幅区分を追加 (6mを超え7m以下) 表3.8 一般部に施設区分を追加 (基本施設施工幅6mを超え7m以下)
		独自基準	[2]独自基準 第1編 第3章 一般管理費等 第1編 第8章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の 積算 章全体	全部 全部	R4.4.1以降の取扱いを削除 ・取り扱い参照先を追記



建設工事積算基準(令和4年10月1日)改定一覧

編	章	区分	改定項目	種別	改定要旨
第13編 農業農村 整備	第16章 施設機械及び 電気通信設備	適用基準	3-3 現地踏査	一部	多重無線施設の歩掛改定
			3-5 実施設計	一部	多重無線施設の歩掛改定
第14編 森林整備	第1章 総則	独自基準	② 工事費の積算 4. 現場管理費(間接工事費)	一部	図① 地域補正の適用フロー削除
			⑤ 数値基準	一部	語句の修正
			⑩ 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算	一部	端数処理について追記
			⑪ 作業日当たり標準作業量	一部	いくつかの工種で新設
	第3章 運搬工	適用基準	2-9ヘリコプターによる資材運搬	一部	地上作業歩掛の修正
		独自基準	2-4モノレール運搬	一部	賃料の変更 (日→月 ポイント、返納整備費を新設)
	第5章 共通工(1) 溝渠工・法面工等	適用基準	4-1-5簡易法枠工(円形ゴム製型枠式)	全部	歩掛削除
		独自基準	4-1-4簡易法枠工	一部	適用範囲に追記 (法面垂直高さ45m以内かつ吹付のホース延長が100m以内) 単価表に追記 (補強繊維を追記)
	第6章 共通工(2) 土留工・擁壁工等	適用基準	5-17-1(参考歩掛)大型ふとんかご工(A)	一部	排ガス対策を追記
			5-17-2(参考歩掛)大型ふとんかご工(B)	一部	排ガス対策を追記
	第13章 治山ダム工	独自基準	2-7(参考歩掛)挿し筋による水平打継面処理工	一部	施工歩掛に追記 (必要な材料を別途計上すること)
	第14章 山腹工	適用基準	3-6航空突播工	一部	仮設費の修正
3-16(参考歩掛)軽量緑化水路工歩掛			全部	歩掛を新設	
第16章 森林整備	適用基準	5-1-12(参考歩掛)獣害対策 ② 食害保護資材設置	一部	歩掛の変更	
		③ 剥皮保護資材設置	一部	歩掛の変更	
		④ 忌避剤散布	一部	歩掛の変更	
	独自基準	5-1-3植栽(C)	一部	下記を追記 (客土、施肥の人は植付を含む)	
		5-1-4地拵え等	全部	チェンソー併用歩掛を新設	
		5-6地拵(全刈、棚積)	一部	適用範囲に以下を追記 (草刈機のみまたは草刈機と手刈り作業を併用する)	
5-7苗木植付・補植		全部	歩掛削除		
5-8施肥	全部	歩掛削除			
第17章 海岸林造成	適用基準	6-2海岸植栽 (3)埋わら等歩掛	一部	歩掛の修正	